建設業法の遵守について

建設業法の遵守に向けて、特に見落とされやすい点を以下のとおり紹介しますので、ご注意くださいますようお願いします。

なお、建設業法違反により許可行政庁から監督処分が行われた場合、当該建設業者には入札参加資格に係る指名停止、経営事項審査における減点等の影響が生じます。

●主任技術者の専任義務違反

（例１）営業所技術者等が、専任を要する工事の主任技術者に配置されていた。

（例２）専任を要する工事の主任技術者に配置されている者が、他の工事の主任技術者にも配置されていた。

※密接な関連のある工事同士については、同一の専任の主任技術者が兼務できる場合がありますので、発注機関にお問い合わせ下さい。

●資格のない主任技術者を配置

（例１）電気工事の主任技術者として、２級土木施工管理技士（土木）の資格のみを有する者が配置されていた。

※この場合、電気工事施工管理技士、電気工事士等の資格が必要です。

（例２）とび・土工・コンクリート工事の主任技術者として、建築一式工事に関する実務経験（１０年）のみを有する者が配置されていた。

※実務経験は、その実務に応じた業種についてのみ有効です。また、期間を重複して計上できません。

●建設業許可が必要な工事について無許可で契約締結

（例）建築物の新築工事を請け負っている元請業者が、その内の空調機器の設置工事（管工事）について、管工事の許可を有しない業者と６００万円で下請契約を締結した。

※工事１件の請負代金の額が５００万円以上（建築一式工事の場合１５００万円以上）である場合、これを請け負うためには、当該工事の業種に適合する建設業許可が必要となります。

●建設業許可に係る変更届の未提出

（例１）経営業務の管理責任者の交代について変更届の提出を怠っていた。

※法定期限：交代の事実の発生から２週間以内に変更届提出

（例２）工事経歴書、財務諸表等の書類提出を事業年度終了毎に行わなければならないにも関わらず、これを怠っていた。

※法定期限：事業年度終了の日から４ヵ月以内に書類提出

各種変更届について、「５年毎の許可更新の申請書と同時に出せば良い」という認識は誤りです。

その他ご不明な点については、土木管理課、各土木事務所にご相談ください。